

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案 新旧対照表

○新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律（令和二年法律第五十四号）〔本則関係〕

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等及び離職者等の支援に係る措置に関する法律	新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律
目次	〔新設〕
第一章 総則（第一条・第二条）	
第二章 雇用保険法の特例等	
第一節 基本手当の特例（第三条―第六条）	
第二節 雇用安定事業の特例等（第七条―第十七条）	
第三章 離職者等の支援に係る措置	
第一節 臨時職業訓練受講給付金（第十八条―第二十一条）	
第二節 生活保護法の要保護者に対する支援措置（第二十二条・第二十三条）	
第四章 雑則（第二十四条）	
附則	
第一章 総則	〔新設〕

(趣旨)

第一条 この法律は、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置が労働者及び事業主に及ぼす影響の緩和を図るため、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）の特例等及び離職者等の支援に係る措置を定めるものとする。

第二章 雇用保険法の特例等

第一節 基本手当の特例

〔基本手当の日額の特例〕

第三条 令和三年一月八日から政令で定める日までの間（以下この節において「特例期間」という。）においては、雇用保険法第十五条第一項に規定する受給資格者（以下この節において単に「受給資格者」という。）に対して支給される基本手当についての同法第十六条の規定の適用については、同条第一項中「百分の五十」とあるのは「百分の七十」と、「百分の八十」とあるのは「百分の百」と、同条第二項中「百分の五十」とあるのは「百分の七十」と、「百分の四十五」とあるのは「百分の六十五」とする。

2 前項の規定による基本手当の支給を受ける受給資格者が、失業の認定に係る期間中に自己の労働によって収入を得た場合における雇用保険法第十九条第一項の規定の適用については、同条第一号及び第二号中「百分の八十」とあるのは、「百分の百」とする。

(趣旨)

第一条 この法律は、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置が労働者及び事業主に及ぼす影響の緩和を図るため、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）の特例等を定めるものとする。

〔新設〕

〔新設〕

〔給付日数の延長に関する特例〕

第三条 雇用保険法第十五条第一項に規定する受給資格者（以下この条において「受給資格者」という。）であつて、同法第二十二條第二項に規定する就職が困難な受給資格者以外のもの（同法第二十四條の二第四項に規定する個別延長給付又は同法附則第五條第一項の規定による基本手当の支給を受けることができるものを除く。）のうち、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者については、公共職業安定所長が、その地域における雇用機会の状況及び新型コロナウイルス感染症についての新型インフルエンザ等対策特別措置法第二条第三号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施の状況その他の事情を勘案し、雇用保険法第二十四條の二第一項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業指導を行うことが適当であると認め

た場合においては、第三項の規定による期間内の失業している日（同法第十五条第二項に規定する失業の認定を受けた日に限る。）について、同法の規定による所定給付日数を超えて基本手当を支給することができる。

一 受給資格（雇用保険法第十四条第二項第一号に規定する受給資格をいう。次号及び第三号において同じ。）に係る離職の日が、新型コロナウイルス感染症について新型インフルエンザ等対策特別措置法第三十二条第一項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言（次号において「緊急事態宣言」という。）がされた日以前である場合 当該日において現に受給資格者である者

二 受給資格に係る離職の日が、緊急事態宣言がされた日後新型インフルエンザ等対策特別措置法第三十二条第五項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言（次号において「緊急事態解除宣言」という。）がされた日以前である場合 特定理由離職者（雇用保険法第十三条第三項に規定する特定理由離職者をいう。同号において同じ。）又は特定受給資格者（同法第二十条第二項に規定する特定受給資格者をいう。同号において同じ。）である者

三 受給資格に係る離職の日が、緊急事態解除宣言がされた日後である場合 特定理由離職者（雇用保険法第二十四条の二第一項に規定するものに限る。）又は特定受給資格者であつて、新型

コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響（次条及び第五条第一項において「新型コロナウイルス感染症等の影響」という。）により離職を余儀なくされた者

2| 前項の場合において、所定給付日数を超えて基本手当を支給する日数は、六十日（雇用保険法第二十三条第一項第二号イ又は第三号イに該当する受給資格者にあつては、三十日）を限度とするものとする。

3| 第一項の規定による基本手当の支給を受ける受給資格者の受給期間は、雇用保険法第二十条第一項及び第二項の規定にかかわらず、これらの規定による期間に前項に規定する日数を加えた期間とする。

4| 第一項の規定の適用がある場合における雇用保険法第二十八条、第二十九条、第三十二条、第三十三条及び第七十九条の二の規定の適用については、同法第二十八条第一項中「個別延長給付を」とあるのは「個別延長給付又は新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律（令和二年法律第五十四号。以下「臨時特例法」という。）第三条第一項の規定による基本手当の支給（以下「特例延長給付」という。）を」と、「個別延長給付が」とあるのは「個別延長給付又は特例延長給付が」と、同条第二項中「個別延長給付」とあるのは「個別延長給付、特例延長給付」と、「個別延長給付又は」とあるのは「個別

〔賃金日額の計算の特例〕

第四条 特例期間においては、受給資格者に対して支給される基本手当の日額の算定に用いる賃金日額についての雇用保険法第十七条の規定の適用については、同条第一項中「六箇月間」とあるのは、「六箇月間（最後の六箇月間のうちに、令和二年二月から政令で定める月までの間の月であつてその月の収入が著しく減少した月として厚生労働省令で定める月に当たるものがある場合にあつては、当該月を除いた最後の六箇月間）」とする。

〔基本手当の給付日数の特例等〕

第五条 特例期間において基本手当の支給を受けることができる日がある受給資格者の受給期間は、雇用保険法第二十条第一項及び第二項の規定にかかわらず、これらの規定による期間に九十日を加えた期間とする。

延長給付、特例延長給付又は」と、「個別延長給付が」とあるのは「個別延長給付又は特例延長給付が」と、同法第二十九条第一項、第三十二条第一項及び第三十三条第五項中「個別延長給付」とあるのは「個別延長給付、特例延長給付」と、同法第七十九条の二中「並びに第五十九条第一項」とあるのは、「第五十九条第一項並びに臨時特例法第三条第一項」とする。

〔新設〕

〔新設〕

2| 前項に規定する受給資格者の所定給付日数は、雇用保険法第二十二條第一項及び第二項並びに第二十三條第一項の規定にかかわらず、これらの規定による日数に九十日を加えた日数とする。この場合における所定給付日数については、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律（令和三年法律第 号）の施行の日（次項及び第二十条第二項において「令和三年改正法施行日」という。）以後における日数が三百六十日を超えることがないよう、政令で特別の定めをすることができる。

3| 第一項に規定する受給資格者であつて令和三年改正法施行日前に基本手当の支給を受け終わったものについての前二條の規定の適用については、第三條第一項中「令和三年一月八日」とあるのは、「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日」とする。

4| 前項に規定する受給資格者の受給期間については、その基本手当の支給を受ける権利の行使を妨げることがないよう、政令で特別の定めをすることができる。

（政令への委任）

第六條 前三條の規定の適用がある場合における雇用保険法の規定

〔新設〕

の技術的読替えその他この節の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第二節 雇用安定事業の特例等

(雇用安定事業の拡充)

第七条 政府は、雇用保険法第六十二条第一項第一号に掲げる事業

(新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響(以下「新型コロナウイルス感染症等の影響」という。))により労働者を休業させる事業主(令和三年一月八日以後において労働者の責めに帰すべき理由その他厚生労働省令で定める理由以外の理由により労働者を解雇した事業主を除く。以下この項において「 」に対する助成に係るものに限る。)を行うに当たっては、新型コロナウイルス感染症等の影響により労働者を休業させる事業主がその休業させている期間(同日から政令で定める日までの期間に限る。)について当該労働者に支払う賃金の全額を助成するよう、必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、前項の措置が労働者の生活及び雇用の一層の安定に資するものであることに鑑み、同項に規定する事業に係る制度が活用されるよう、周知を図るものとする。

(雇用安定事業の特例)

[新設]

[新設]

(雇用保険法による雇用安定事業の特例)

第八条 政府は、新型コロナウイルス感染症等の影響による労働者の失業の予防を図るため、雇用保険法第六十二条の雇用安定事業として、新型コロナウイルス感染症等の影響により事業主が休業させ、その休業させられている期間の全部又は一部について賃金の支払を受けることができなかつた同法第四条第一項に規定する被保険者（次条第一項において「被保険者」という。）に対して、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金を支給する事業を実施することができる。

2 政府は、前項の事業を実施しようとするときは、令和二年四月一日以後における休業について、同項の被保険者に係る事業主の資本金の額、常時雇用する労働者の数等を問わず、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金を支給しなければならない。

（被保険者でない労働者に対する給付金）

第九条 政府は、新型コロナウイルス感染症等の影響による労働者の失業の予防を図るため、新型コロナウイルス感染症等の影響により事業主が休業させ、その休業させられている期間の全部又は一部について賃金の支払を受けることができなかつた被保険者でない労働者（厚生労働省令で定める者を除く。）に対して、予算の範囲内において、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金に準じて特別の給付金を支給することができる。

第四条 政府は、新型コロナウイルス感染症等の影響による労働者の失業の予防を図るため、雇用保険法第六十二条の雇用安定事業として、新型コロナウイルス感染症等の影響により事業主が休業させ、その休業させられている期間の全部又は一部について賃金の支払を受けることができなかつた同法第四条第一項に規定する被保険者（次条第一項において「被保険者」という。）に対して、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金を支給する事業を実施することができる。

〔新設〕

（被保険者でない労働者に対する給付金）

第五条 政府は、新型コロナウイルス感染症等の影響による労働者の失業の予防を図るため、新型コロナウイルス感染症等の影響により事業主が休業させ、その休業させられている期間の全部又は一部について賃金の支払を受けることができなかつた被保険者でない労働者（厚生労働省令で定める者を除く。）に対して、予算の範囲内において、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金に準じて特別の給付金を支給することができる。

2| 政府は、前項の給付金を支給しようとするときは、令和二年四月一日以後における休業について、同項の労働者に係る事業主の資本金の額、常時雇用する労働者の数等を問わず、当該給付金を支給しなければならない。

3| 雇用保険法第七十六条第一項、第七十七条、第七十七条の二、第七十九条、第八十三条（第一号、第二号及び第四号を除く。）、第八十五条（第一号を除く。）及び第八十六条第一項の規定は、第一項の規定による給付金の支給について準用する。この場合において、同法第七十六条第一項中「被保険者若しくは受給資格者、高年齢受給資格者、特例受給資格者若しくは日雇受給資格者（以下「受給資格者等」という。）若しくは教育訓練給付対象者」とあるのは「被保険者でない労働者」と、「若しくは」とあるのは「、又は」と、「事業主又は労働保険事務組合若しくは労働保険事務組合であった団体」とあるのは「事業主」と、「この法律の施行」とあるのは「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等及び離職者等の支援に係る措置に関する法律（令和二年法律第五十四号。以下「臨時特例法」という。）第九條第一項の規定による給付金の支給」と、同法第七十七条中「被保険者、受給資格者等、教育訓練給付対象者又は未支給の失業等給付等」とあるのは「臨時特例法第九條第一項の給付金」と、「この法律の施行」とあるのは「同項の規定による給付金の支給」と、同法第七

〔新設〕

2| 雇用保険法第七十六条第一項、第七十七条、第七十七条の二、第七十九条、第八十三条（第一号、第二号及び第四号を除く。）、第八十五条（第一号を除く。）及び第八十六条第一項の規定は、前項の規定による給付金の支給について準用する。この場合において、同法第七十六条第一項中「被保険者若しくは受給資格者、高年齢受給資格者、特例受給資格者若しくは日雇受給資格者（以下「受給資格者等」という。）若しくは教育訓練給付対象者」とあるのは「被保険者でない労働者」と、「若しくは」とあるのは「、又は」と、「事業主又は労働保険事務組合若しくは労働保険事務組合であった団体」とあるのは「事業主」と、「この法律の施行」とあるのは「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律（令和二年法律第五十四号。以下「臨時特例法」という。）第五條第一項の規定による給付金の支給」と、同法第七十七条中「被保険者、受給資格者等、教育訓練給付対象者又は未支給の失業等給付等」とあるのは「臨時特例法第五條第一項の給付金」と、「この法律の施行」とあるのは「同項の規定による給付金の支給」と、同法第七十七条の二第一項中「この法律の施

十七条の二第一項中「この法律の施行」とあるのは「臨時特例法第九條第一項の規定による給付金の支給」と、同法第七十九條第一項中「この法律の施行」とあるのは「臨時特例法第九條第一項の規定による給付金の支給」と、「被保険者、受給資格者等若しくは教育訓練給付対象者」とあるのは「被保険者でない労働者」と、「若しくは」とあるのは「、又は」と、「事業所又は労働保険事務組合若しくは労働保険事務組合であつた団体の事務所」とあるのは「事業所」と、同法第八十五條中「被保険者、受給資格者等、教育訓練給付対象者又は未支給の失業等給付等」とあるのは「臨時特例法第九條第一項の給付金」と、同法第八十六條第一項中「法人（法人でない労働保険事務組合を含む。以下この項において同じ。）」とあるのは「法人」と、「前三條」とあるのは「第八十三條又は前條」とする。

（新型コロナウイルス感染症対応休業支援金等の受給権の保護）

第十条 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金及び前条第一項の給付金（以下「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金等」という。）を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。

（新型コロナウイルス感染症対応休業支援金等の公課の禁止）

行」とあるのは「臨時特例法第五條第一項の規定による給付金の支給」と、同法第七十九條第一項中「この法律の施行」とあるのは「臨時特例法第五條第一項の規定による給付金の支給」と、「被保険者、受給資格者等若しくは教育訓練給付対象者」とあるのは「被保険者でない労働者」と、「若しくは」とあるのは「、又は」と、「事業所又は労働保険事務組合若しくは労働保険事務組合であつた団体の事務所」とあるのは「事業所」と、同法第八十五條中「被保険者、受給資格者等、教育訓練給付対象者又は未支給の失業等給付等」とあるのは「臨時特例法第五條第一項の給付金」と、同法第八十六條第一項中「法人（法人でない労働保険事務組合を含む。以下この項において同じ。）」とあるのは「法人」と、「前三條」とあるのは「第八十三條又は前條」とする。

（新型コロナウイルス感染症対応休業支援金等の受給権の保護）

第六条 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金及び前条第一項の給付金を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。

（新型コロナウイルス感染症対応休業支援金等の公課の禁止）

第十一条 租税その他の公課は、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金等として支給を受けた金銭を標準として課することができない。

〔不利益取扱いの禁止等〕

第十二条 事業主は、労働者が新型コロナウイルス感染症対応休業支援金等の支給を受けようとしたことを理由として、当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

2 事業主は、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金等の支給の申請に協力する等この節の規定に基づき国が実施する措置に積極的に協力するとともに、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）その他の労働に関する法令を遵守しつつ、その雇用する労働者の雇用の継続等に配慮するよう努めるものとする。

（新型コロナウイルス感染症対応休業支援金等の支給の申請に係る手続についての配慮）

第十三条 厚生労働大臣は、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金等の支給の申請が不当に妨げられることのないよう、当該申請に関する書類に労働保険番号の記載を要しないものとする。その他当該申請に係る手続について必要な配慮をしなければならぬ。

第七条 租税その他の公課は、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金及び第五条第一項の給付金として支給を受けた金銭を標準として課することができない。

〔新設〕

〔新設〕

(助言、指導及び勧告)

第十四条 厚生労働大臣は、第十二条第一項の規定の施行に關し必要があると認めるときは、事業主に対して、助言、指導又は勧告をすることができる。

〔新設〕

2 前項に定める厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(公表)

第十五条 厚生労働大臣は、第十二条第一項の規定に違反している事業主に対し、前条第一項の勧告をした場合において、その勧告を受けた者がこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

〔新設〕

(制度の周知徹底等)

第十六条 政府は、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金等の支給の申請の機会が確保されるよう、労働者及び事業主に対し、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金等に関する制度の周知徹底を図るものとする。

〔新設〕

2 事業主は、新型コロナウイルス感染症等の影響により労働者を

〔新設〕

休業させる場合において、その休業させている期間の全部又は一部について賃金の支払をしないときは、当該労働者に対し、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金等に係る制度に関する情報の提供をするよう努めるものとする。

〔解釈規定〕

第十七条 雇用保険法その他の労働に関する法令の規定の適用については、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金等の支給の申請に係る手続において事業主が労働者を休業させたことを認めたことをもって、その休業が使用者の責めに帰すべき事由による休業であると解釈してはならない。

第三章 離職者等の支援に係る措置

第一節 臨時職業訓練受講給付金

〔臨時職業訓練受講給付金の支給〕

第十八条 国は、この法律の定めるところにより、令和三年一月分から政令で定める月分までの職業訓練受講給付金（職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第四十七号）第七条第一項の職業訓練受講給付金をいう。以下この節において同じ。）の支給を受ける者に対し、当該支給を受ける月について臨時職業訓練受講給付金を支給する。

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔臨時職業訓練受講給付金の額〕

第十九条 臨時職業訓練受講給付金の額は、一月につき、当該月分の職業訓練受講給付金（厚生労働省令で定める手当を除く。）の額に相当する額とする。

〔新設〕

〔支払期月〕

第二十条 各月分の臨時職業訓練受講給付金は、それぞれ当該月分の職業訓練受講給付金の支払に併せて支払う。

〔新設〕

2| 前項の規定にかかわらず、令和三年一月分から令和三年改正法施行日の属する月の前月分までの臨時職業訓練受講給付金については、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律の施行後、速やかに支払うものとする。

〔職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律の準用〕

第二十一条 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関

〔新設〕

する法律第八条から第十条まで及び第十四条の規定は、臨時職業訓練受講給付金について準用する。

第二節 生活保護法の要保護者に対する支援措置

(保護の実施機関の責務)

第二十二條 保護の実施機関（生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第十九条第四項に規定する保護の実施機関をいう。）は、新型コロナウイルス感染症等の影響等に鑑み、保護の開始の申請（同法第二十四条第一項に規定する保護の開始の申請をいう。次条において同じ。）があつたときは、要保護者（同法第六条第二項に規定する要保護者をいう。以下この節において同じ。）及び扶養義務者（民法（明治二十九年法律第八十九号）に規定する扶養義務者をいう。）の資産及び収入の状況の調査その他の要保護者に関する調査の一層の簡素化及び合理化を図るとともに、積極的に生活保護法による保護を行うよう努めなければならない。

(国の支援措置)

第二十三條 国は、新型コロナウイルス感染症等の影響等に鑑み、要保護者が保護の開始の申請をするまでの間においても、当該要保護者が生計を維持することができるよう、当面の生活に必要な短期の資金の融通その他の必要な支援を行わなければならない。

第四章 雑則

(厚生労働省令への委任)

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

(厚生労働省令への委任)

第二十四条 この法律に規定するもののほか、この法律の実施のため必要な手続その他の事項は、厚生労働省令で定める。

第八条 この法律に規定するもののほか、この法律の実施のため必要な手続その他の事項は、厚生労働省令で定める。

改正案	現行
<p>附則</p> <p>第十四条の二 国庫は、令和二年度及び令和三年度における第六十六条第一項に規定する求職者給付、雇用継続給付及び職業訓練受講給付金並びに第六十七条に規定する求職者給付に要する費用の一部に充てるため、新型コロナウイルス感染症等の影響（<u>新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等及び離職者等の支援に係る措置に関する法律（令和二年法律第五十四号）</u>第七條第一項に規定する新型コロナウイルス感染症等の影響をいう。次項において同じ。）による経済情勢の変化及び労働保険特別会計の雇用勘定の財政状況を踏まえ、必要がある場合には、前条第一項に規定する額のほか、予算で定めるところにより、その費用の一部を負担することができる。</p> <p>2 国庫は、令和二年度及び令和三年度における雇用安定事業（<u>新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等及び離職者等の支援に係る措置に関する法律</u>第八条第一項に規定する事業並びに同事業を実施する期間において実施する第六十二条第一項第一号に掲げる事業及び同項第六号に掲げる事業（新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するために実施</p>	<p>附則</p> <p>第十四条の二 国庫は、令和二年度及び令和三年度における第六十六条第一項に規定する求職者給付、雇用継続給付及び職業訓練受講給付金並びに第六十七条に規定する求職者給付に要する費用の一部に充てるため、新型コロナウイルス感染症等の影響（<u>新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律（令和二年法律第五十四号）</u>第三条第一項第三号に規定する新型コロナウイルス感染症等の影響をいう。次項において同じ。）による経済情勢の変化及び労働保険特別会計の雇用勘定の財政状況を踏まえ、必要がある場合には、前条第一項に規定する額のほか、予算で定めるところにより、その費用の一部を負担することができる。</p> <p>2 国庫は、令和二年度及び令和三年度における雇用安定事業（<u>新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律</u>第四条に規定する事業並びに同事業を実施する期間において実施する第六十二条第一項第一号に掲げる事業及び同項第六号に掲げる事業（新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するために実施する事業であつて、厚生労働省令で定</p>

する事業であつて、厚生労働省令で定めるものに限る。)に限る。)に要する費用のうち、当該雇用安定事業に基づき支給又は助成をする額と第十六条第一項の規定による基本手当の日額の最高額との差及び当該支給又は助成に係る事業主が中小規模の事業者であるか否かの別を考慮して政令で定めるところにより算定した額について負担するものとする。

3
〔略〕

めるものに限る。)に要する費用のうち、当該雇用安定事業に基づき支給又は助成をする額と第十六条第一項の規定による基本手当の日額の最高額との差及び当該支給又は助成に係る事業主が中小規模の事業者であるか否かの別を考慮して政令で定めるところにより算定した額について負担するものとする。

3
〔同上〕

○特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）〔抄〕〔附則第六条関係〕

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（雇用勘定の積立金の特例等）</p> <p>第二十条の三 〔略〕</p> <p>2・3 〔略〕</p> <p>4 令和二年度及び令和三年度において、雇用勘定の積立金は、第三百五条第五項の規定によるほか、雇用安定事業費（雇用保険法第六十二条第一項第一号に掲げる事業及び新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等及び離職者等の支援に係る措置に関する法律（令和二年法律第五十四号）第八條第一項の規定による事業に要する費用に限る。）を支弁するた めに必要がある場合には、予算で定める金額を限り、同勘定の歳入に繰り入れることができる。</p> <p>5～7 〔略〕</p>	<p>附則</p> <p>（雇用勘定の積立金の特例等）</p> <p>第二十条の三 〔同上〕</p> <p>2・3 〔同上〕</p> <p>4 令和二年度及び令和三年度において、雇用勘定の積立金は、第三百五条第五項の規定によるほか、雇用安定事業費（雇用保険法第六十二条第一項第一号に掲げる事業及び新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律（令和二年法律第五十四号）第四條の規定による事業に要する費用に限る。）を支弁するために必要がある場合には、予算で定める金額を限り、同勘定の歳入に繰り入れることができる。</p> <p>5～7 〔同上〕</p>

○社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）〔抄〕〔附則第七条関係〕

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>別表第一（第二条関係）</p> <p>一～二十の二十七〔略〕</p> <p>二十の二十八 新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等及び離職者等の支援に係る措置に関する法律（令和二年法律第五十四号）</p> <p>二十一～三十三〔略〕</p>	<p>別表第一（第二条関係）</p> <p>一～二十の二十七〔同上〕</p> <p>二十の二十八 新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律（令和二年法律第五十四号）</p> <p>二十一～三十三〔同上〕</p>